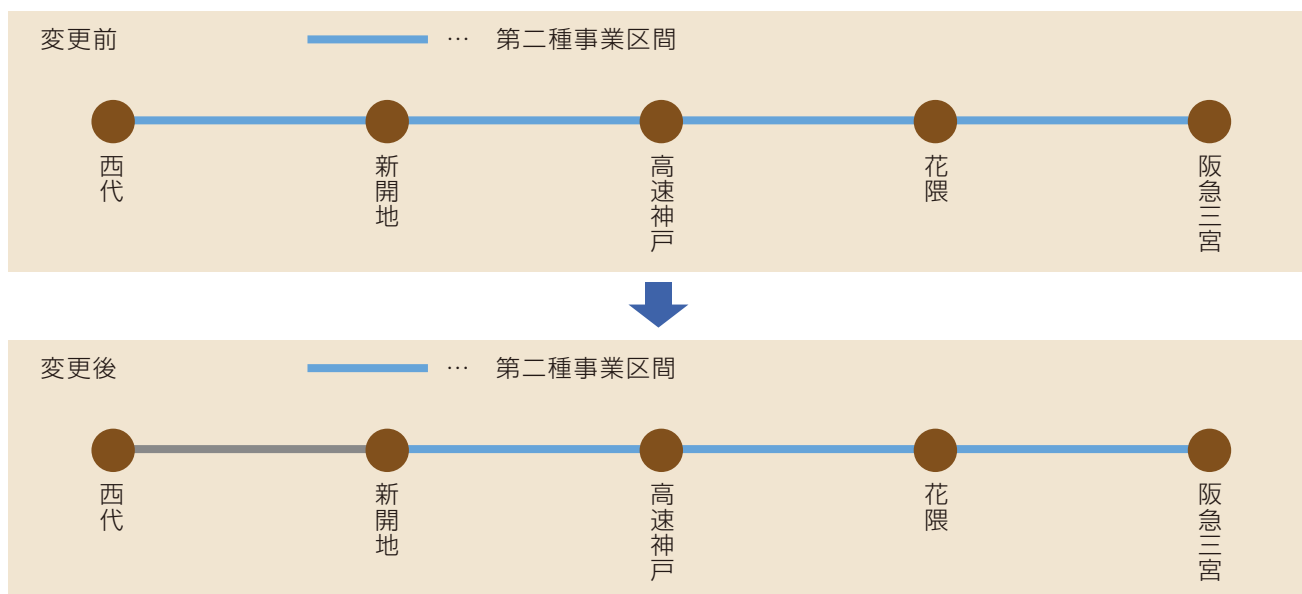


2-3 安全管理体制の見直し

2-3-1 組織変更に伴う見直し

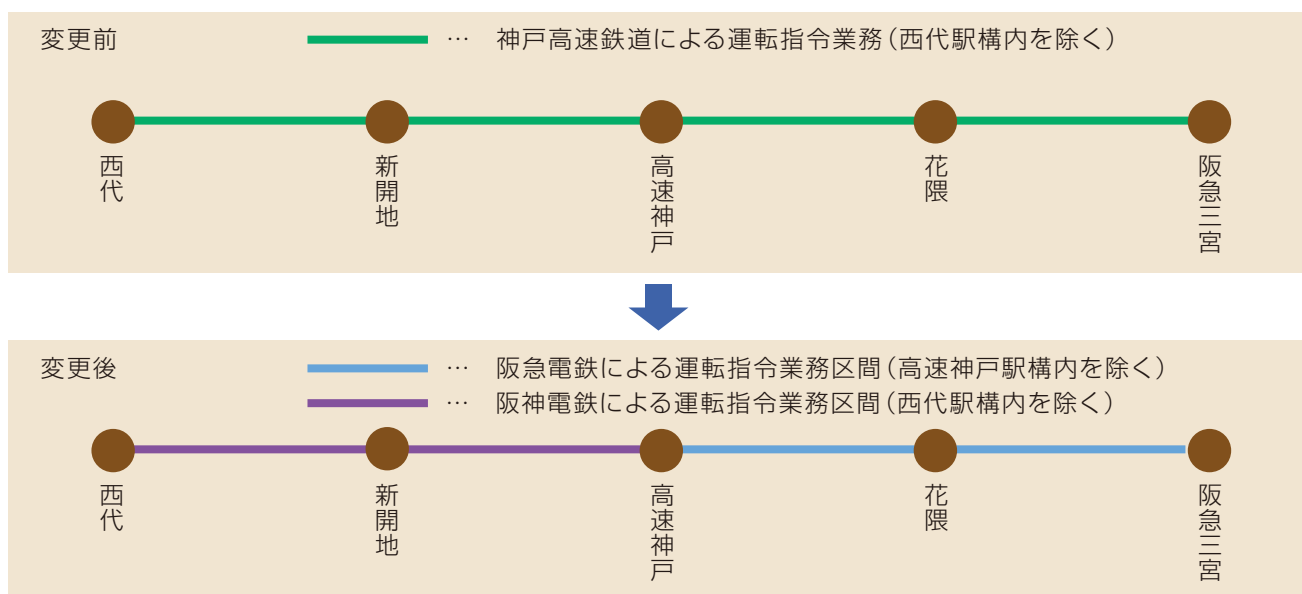
・2010年10月1日

神戸高速鉄道の運営形態変更に伴い、同社が第三種鉄道事業者に移行するとともに、休止中であった新開地～西代間の当社の第二種鉄道事業を廃止しました。それに伴い、神戸高速鉄道と山陽電鉄との業務の受委託に変動が生じたため、安全管理規程を一部改正しました。



・2011年3月19日

神戸高速鉄道が行っていた阪急三宮～新開地間の運転指令業務について、阪急三宮～高速神戸間を当社が、高速神戸～新開地間を阪神電気鉄道が行うよう変更するのに伴い、安全管理規程の一部を改正しました。



2-3-2 内部監査体制の強化

厳正な運輸安全マネジメントの推進に向け、取り組み状況を検証する内部監査を実施しています。2008年度以降は各種改善を加えて内部監査体制の強化充実を図っています。社長や安全統括管理者に対する監査は、書類や記録等の客観的な物証だけでなく、運輸安全を熟知した元あるいは前任の安全統括管理者によるインタビューを行っています。

また、安全管理推進委員会事務局にも厳正な監査を実施するため、社長や安全統括管理者と同様の方法を取り入れています。さらに、年度中間期においては、前年度の内部監査における指摘や助言事項について、その改善実施状況を確認し、不足している部分があれば指摘や助言を行い、PDCAサイクルの完全遂行を図っています。その他、2010年度は、より効果的なPDCAサイクルを確立するため、2011年度以降の内部監査手順書を見直し、各種取り組みの効果把握方法の整理と内部監査員の力量把握による監査者の人選を行う等、内部監査に関する部分については、毎年度、強化充実を図っています。



◎2011年度の内部監査体制の強化策

①効果把握方法の整理（効果把握確認手順の制定）

安全計画における各施策の効果把握と、運輸安全マネジメントにおける各種施策に対して、PDCAサイクルを有効に機能させるために制定しました。

②内部監査員力量評価

内部監査の実施者やその補助者は、組織的に任命された担当者が実施していましたが、特に内部監査の手法における不備や課題はありませんでした。しかし、内部監査員の力量把握は円滑で適正な監査実施のため重要であるため、2011年度からは、それぞれの内部監査に対する力量を評価した上で監査を実施するよう改める予定です。

2-4 緊急事態体制・防災体制

自然災害や重大事故等で長時間の輸送障害や多数の死傷者が発生する等の事態が発生した場合に、社会に及ぼす影響を最小限にとどめるために、緊急事態対策規程を定めています。また、自然災害や第三者の行為によって、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態の被害を最小限にとどめるため、防災体制要綱を定めています。2010年度は、神戸高速線の運営体制を変更したことから、それぞれの体制も見直しを実施しています。

2-4-1 緊急事態体制

◎1号体制

事故や災害等の範囲が局地的で、現地と本社の各対策本部で対応が可能な場合にとる体制。

◎2号体制

事故や災害等の範囲が大規模で且つその範囲が複数箇所にわたり、社長が全社的な危機対策本部の設置を指示した場合にとる体制。

